1.2.3　同様の内国業務において地帯別料金が適用される場合には、この条約の施行規則に定める中間の地点の料金を用いるものとし、隣接しない地帯についての内国料金は中間の地点の料金の計算から除外する。これに代えて、用いるべき地帯別料金の決定に当たっては、自国宛ての巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）が実際に移動した加重平均距離（直近の暦年のもの）に基づいて計算することができる。

1.2.4　同様の内国業務及びその料金が基礎業務の一部を成さない追加の業務（例えば、追跡、署名を伴う手交、保険）の要素を含み、かつ、これらの要素が1.2に規定する全ての重量に関係する場合には、当該同様の内国業務における相当する追加の内国料金、当該追加の業務に係る料金又は連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金のうち最も低い料金を内国料金から控除する。追加の業務の全ての要素に係る控除の合計は、内国料金の二十五パーセントを超えてはならない。

1.3　1.2の規定に従って得られる国別の料率の上限を用いて計算された重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）についての収入が次に定める料率を用いて計算された同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも低くなる場合には、自己申告料率は、次の料率を超えてはならない。

1.3.1　二千二十年については、一通当たり〇・六一四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・三八一ＳＤＲ

1.3.2　二千二十一年については、一通当たり〇・六四五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・四五〇ＳＤＲ

1.3.3　二千二十二年については、一通当たり〇・六七七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・五二三ＳＤＲ

1.3.4　二千二十三年については、一通当たり〇・七一一ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・五九九ＳＤＲ

1.3.5　二千二十四年については、一通当たり〇・七四七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・六七九ＳＤＲ

1.3.6　二千二十五年については、一通当たり〇・七八四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・七六三ＳＤＲ

1.4　巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する料率の自己申告に関する全ての追加の条件及び手続については、この条約の施行規則に定める。巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する同施行規則の他の全ての規定は、この条の規定に反しない限り、自己申告料率についても適用する。

1.5　移行制度に参加している国の指定された事業体は、自国宛ての郵便物の流れについての標本抽出に基づいて自己申告料率を適用することができる。

2　通報される自己申告料率は、1.2に定める料率の上限を考慮に入れることに加え、次に掲げる二千二十一年から二千二十五年までの各年についての収入の上限を超えてはならない。

2.1　二千二十一年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十年の収入を十五パーセント分増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

2.2　二千二十二年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十一年の収入を十五パーセント分増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

2.3　二千二十三年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十二年の収入を十六パーセント分増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

2.4　二千二十四年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十三年の収入を十六パーセント分増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

2.5　二千二十五年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十四年の収入を十七パーセント分増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

3　二千二十一年以降に適用する料率については、郵便物一通当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率は、当該比率の百分率の値の増減が前年の比率と比較して五を超えないものとする。7の規定に従って料率を自己申告し、又は9の規定に従って相互主義に基づき自己申告料率を適用する指定された事業体については、二千二十年に効力を有する比率は、二千二十年七月一日から設定される一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率を基礎とする。

4　この条の規定に基づいて料率を自己申告しないことを選択する指定された事業体は、次条及び第三十一条の規定を完全に適用する。

5　ある暦年について巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する料率を自己申告することを選択した指定された事業体がその翌暦年について異なる自己申告料率を通報しない場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率が引き続き適用される。

6　国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業体から通報を受けるものとする。

7　1及び2の規定にかかわらず、二千二十年七月一日から、二千十八年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が七万五千トン（国際事務局に提供される関連する公式の情報その他公に利用可能な情報であって同事務局が評価するものによる。）を超える加盟国の指定された事業体は、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する料率を自己申告することができる。ただし、1.1.6及び1.1.7に規定する自己申告料率の適用の対象から除外されている郵便物の流れについては、この限りでない。当該指定された事業体は、また、当該加盟国への、当該加盟国からの及び当該加盟国と他の国との間における郵便物の流れについて、2に定める収入の増加に係る制限を適用しない権利を有する。